

議案第16号

つくばみらい市下水道条例等の一部を改正する条例

(つくばみらい市下水道条例の一部改正)

第1条 つくばみらい市下水道条例（平成18年つくばみらい市条例第104号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第2項第2号中「専属」を「選任」に、「主任技術者の氏名」を「茨城県下水道協会に備える排水設備主任技術者名簿に登録された排水設備主任技術者（以下「主任技術者」という。）の氏名並びに他の営業所の主任技術者を兼任している場合はその兼務状況」に改め、同条第3項第3号中「身分証明書及び住民票の写し」を「その身分証明書及び住民票、在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カードをいう。）又は特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書をいう。）の写し」に改め、同項第6号中「専属」を「選任」に、「主任技術者の」を「主任技術者に係る」に改め、同条第4項中「前項」を「第2項」に改め、同項第4号中「専属主任技術者及び」を「選任している主任技術者を記載した」に改める。

第6条の3第1号を次のように改める。

(1) 営業所ごとに主任技術者を選任していること。

第6条の8の見出しを「（主任技術者）」に改め、同条第1項中「専属させ」を「選任し」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同一の都道府県の区域内における他の営業所について兼任することを妨げない。

別表を次のように改める。

別表（第18条関係）

区分	基本使用料 (1使用月)	従量使用料 (1立方メートルにつき)	
		汚水排水量	料金
一般汚水	880円	10立方メートルまで	88円
		10立方メートルを超え20立方メートルまで	154円
		20立方メートルを超え30立方メートルまで	165円
		30立方メートルを超え50立方メートルまで	176円
		50立方メートルを超え100立方メートルまで	187円
		100立方メートルを超えるもの	198円
一時使用 汚水	汚水排水量1立方メートルにつき 330円		

(つくばみらい市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第2条 つくばみらい市農業集落排水処理施設条例（平成18年つくばみらい市条例第106号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第14条関係）

区分	基本使用料 (1使用月)	従量使用料 (1立方メートルにつき)	
		汚水排水量	料金
一般汚水	880円	10立方メートルまで	88円
		10立方メートルを超え20立方メートルまで	154円
		20立方メートルを超え30立方メートルまで	165円
		30立方メートルを超え50立方メートルまで	176円
		50立方メートルを超え100立方メートルまで	187円
		100立方メートルを超えるもの	198円
一時使用 汚水	汚水排水量1立方メートルにつき 330円		

（つくばみらい市コミュニティ・プラント条例の一部改正）

第3条 つくばみらい市コミュニティ・プラント条例（平成18年つくばみらい市条例第108号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第15条関係）

区分	基本使用料 (1使用月)	従量使用料 (1立方メートルにつき)	
		汚水排水量	料金
一般汚水	880円	10立方メートルまで	88円
		10立方メートルを超え20立方メートルまで	154円
		20立方メートルを超え30立方メートルまで	165円
		30立方メートルを超え50立方メートルまで	176円
		50立方メートルを超え100立方メートルまで	187円
		100立方メートルを超えるもの	198円
一時使用 汚水	汚水排水量1立方メートルにつき 330円		

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条中つくばみらい市下水道条例第6条の2の改正規定、第6条の3第1号の改正規定及び第6条の8の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

（公共下水道使用料の算定に関する経過措置）

- この条例の施行日前から継続して公共下水道を使用し、施行日から令和8年4月30

日までの間に公共下水道使用料（以下この項において「使用料」という。）の支払いを受ける権利が確定するものについては、第1条の規定による改正前のつくばみらい市下水道条例の規定により算出した使用料の額とする。

（農業集落排水処理施設使用料の算定に関する経過措置）

- 3 この条例の施行日前から継続して農業集落排水処理施設を使用し、施行日から令和8年4月30日までの間に使用料の支払いを受ける権利が確定するものについては、第2条の規定による改正前のつくばみらい市農業集落排水処理施設条例の規定により算出した使用料の額とする。

（コミュニティ・プラント使用料の算定に関する経過措置）

- 4 この条例の施行日前から継続してコミュニティ・プラントを使用し、施行日から令和8年4月30日までの間に使用料の支払いを受ける権利が確定するものについては、第3条の規定による改正前のつくばみらい市コミュニティ・プラント条例の規定により算出した使用料の額とする。

令和7年2月26日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

政府が進める「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、排水設備主任技術者に関する常駐・専任規制の見直しがされ、国で定める標準下水道条例が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

また、健全な事業運営及び安定的な下水道サービス提供の維持と使用料収入による自立経営を目指し、経費回収率を改善するため、下水道使用料を改定することから関係条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市下水道条例(平成18年つくばみらい市条例第104号)新旧対照表(第1条関係)

改正案	現行
<p>(指定の申請)</p> <p>第6条の2 前条第1項の指定は、排水設備等の新設等の工事の事業を行う者の申請により行う。</p> <p>2 前条第1項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 排水設備等の新設等の工事の事業を行う営業所(以下「営業所」という。)の名称及び所在地並びに第6条の8第1項の規定によりそれぞれの営業所において<u>選任</u>することとなる茨城県下水道協会に備える排水設備主任技術者名簿に登録された排水設備主任技術者(以下「主任技術者」という。)の氏名並びに他の営業所の主任技術者を兼任している場合はその兼務状況</p> <p>3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに代表者本籍地の市町村で発行される身分証明書(以下「身分証明書」という。)、個人にあっては、<u>その身分証明書及び住民票、在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する在留カードをいう。)</u>又は特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離</p>	<p>(指定の申請)</p> <p>第6条の2 前条第1項の指定は、排水設備等の新設等の工事の事業を行う者の申請により行う。</p> <p>2 前条第1項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 排水設備等の新設等の工事の事業を行う営業所(以下「営業所」という。)の名称及び所在地並びに第6条の8第1項の規定によりそれぞれの営業所において<u>専属</u>することとなる主任技術者の氏名</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに代表者本籍地の市町村で発行される身分証明書(以下「身分証明書」という。)、個人にあっては、<u>身分証明書及び住民票の写し</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)

第7条第1項に規定する特別永住者証明書をいう。)の写し

(4)・(5) (略)

(6) 選任することとなる主任技術者に係る排水設備主任技術者証の写し

(7)～(9) (略)

4 前条第3項の規定により指定の更新を受けようとする者は、指定の有効期間が満了する日前30日までに第2項で定める事項を記載した申請書及び次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 選任している主任技術者を記載した従業員名簿

(5) (略)

5 (略)

(指定の基準)

第6条の3 市長は、第6条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行うものとする。

(1) 営業所ごとに主任技術者を選任していること。

(2)～(6) (略)

(主任技術者)

第6条の8 指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務

(4)・(5) (略)

(6) 専属することとなる主任技術者の排水設備主任技術者証の写し

(7)～(9) (略)

4 前条第3項の規定により指定の更新を受けようとする者は、指定の有効期間が満了する日前30日までに前項で定める事項を記載した申請書及び次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 専属主任技術者及び従業員名簿

(5) (略)

5 (略)

(指定の基準)

第6条の3 市長は、第6条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行うものとする。

(1) 茨城県下水道協会に備える排水設備主任技術者名簿に登録された専属の排水設備主任技術者(以下「主任技術者」という。)を有すること。

(2)～(6) (略)

(排水設備主任技術者)

第6条の8 指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務

をさせるため、主任技術者を選任しなければならない。ただし、同一の都道府県の区域内における他の営業所について兼任することを妨げない。

2～4 (略)

別表(第18条関係)

区分	基本使用料 (1使用月)	従量使用料 (1立方メートルにつき)	
		汚水排水量	料金
一般汚水	880円	10立方メートルまで	88円
		10立方メートルを超え20立方メートルまで	154円
		20立方メートルを超え30立方メートルまで	165円
		30立方メートルを超え50立方メートルまで	176円
		50立方メートルを超え100立方メートルまで	187円
		100立方メートルを超えるもの	198円
一時使用汚水	汚水排水量1立方メートルにつき 330円		

をさせるため、主任技術者を専属させなければならない。

2～4 (略)

別表(第18条関係)

区分	基本料金 (1使用月)	従量料金 (1立方メートルにつき)	
		汚水排水量	料金
一般汚水	550円	10立方メートルまで	77円
		10立方メートルを超え20立方メートルまで	143円
		20立方メートルを超え30立方メートルまで	154円
		30立方メートルを超え50立方メートルまで	165円
		50立方メートルを超え100立方メートルまで	176円
		100立方メートルを超えるもの	187円
一時使用汚水	汚水排水量1立方メートルにつき 187円		

つくばみらい市農業集落排水処理施設条例(平成18年つくばみらい市条例第106号)新旧対照表(第2条関係)

改正案				現行			
別表(第14条関係)				別表(第14条関係)			
区分	基本使用料 (1使用月)	従量使用料 (1立方メートルにつき)		区分	基本料金 (1使用月)	従量料金 (1立方メートルにつき)	
		汚水排水量	料金			汚水排水量	料金
一般汚水	880円	10立方メートルまで	88円	一般汚水	550円	10立方メートルまで	77円
		10立方メートルを超え20立方メートルまで	154円			10立方メートルを超え20立方メートルまで	143円
		20立方メートルを超え30立方メートルまで	165円			20立方メートルを超え30立方メートルまで	154円
		30立方メートルを超え50立方メートルまで	176円			30立方メートルを超え50立方メートルまで	165円
		50立方メートルを超え100立方メートルまで	187円			50立方メートルを超え100立方メートルまで	176円
		100立方メートルを超えるもの	198円			100立方メートルを超えるもの	187円
一時使用汚水	汚水排水量1立方メートルにつき 330円			(新設)	(新設)		

つくばみらい市コミュニティ・プラント条例(平成18年つくばみらい市条例第108号)新旧対照表(第3条関係)

改正案				現行			
別表(第15条関係)				別表(第15条関係)			
区分	基本使用料 (1使用月)	従量使用料 (1立方メートルにつき)		区分	基本料金 (1使用月)	従量料金 (1立方メートルにつき)	
		汚水排水量	料金			汚水排水量	料金
一般汚水	880円	10立方メートルまで	88円	一般汚水	550円	10立方メートルまで	77円
		10立方メートルを超え20立方メートルまで	154円			10立方メートルを超え20立方メートルまで	143円
		20立方メートルを超え30立方メートルまで	165円			20立方メートルを超え30立方メートルまで	154円
		30立方メートルを超え50立方メートルまで	176円			30立方メートルを超え50立方メートルまで	165円
		50立方メートルを超え100立方メートルまで	187円			50立方メートルを超え100立方メートルまで	176円
		100立方メートルを超えるもの	198円			100立方メートルを超えるもの	187円
一時使用汚水	汚水排水量1立方メートルにつき 330円			(新設)	(新設)		